

第9回有識者会議における主な御指摘



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

上乗せ基準等（第8回会議からの継続）

【漁業分野】

（監理支援機関の常勤職員1人当たり、8者未満かつ40人未満の代替となる要件の設定について）

- 客観的な判断基準、指標を示すべきではないか。
- 漁業分野特有の事情を説得的に示すべきではないか。また、現在の技能実習制度における実績について、データを示すべきではないか。

1号特定技能外国人の転職状況

- 1号特定技能外国人の転職状況について、次のデータを提供することを検討してほしい。
 - ・地域間異動を伴う転職者の数
 - ・離職者のうち、帰国した者の数、他の在留資格へ変更した者の数、他分野へ転職した者の数
 - ・離職者のうち、特定技能1号への移行ルートごとの数（技能実習ルート、国内外試験ルート）

バス・タクシー運転者の日本語能力要件の緩和

- 協力宣誓書を実効性のあるものとするには国の支援が求められる。
- 運転者本人の日本語能力を継続的に高めるために教育環境の実現のための国による支援体制が不可欠である。
- 国土交通省によるアンケート調査によれば、離島・半島の自治体では対象となる自治体の一部からの回答でしかない。実際はN4（A2）では不安を持つ自治体の声も聞いている。拙速に答えを出すのではなく、地域の実情を改めて丁寧に聞き取るべきではないか。
- 多様な外国人への日本語教育は誰が担うのか明確ではない。日本語教育環境整備にかかる法の整備、財源確保に尽力してほしい。
- 地方の公共交通の維持・確保が目的であるところ、貸切バスもN4（A2）とするのかは慎重に検討すべき。
- 閣議決定から1年半しか経っていない中、客観的指標の変化も示されていない。国内人材確保・生産性向上の取組も十分に行わないままでは、緩和すべきでない。
- N4（A2）で足りると回答した自治体は全体の4割程度で全国的なニーズがあるとはいえない。肯定的意見だけではなく、不安の声もあるはずであり、どうすれば払拭されるのか示すべき。

分野別運用方針について（案）

- 基本方針に則り、生産性向上・国内人材確保の具体的な数値を明らかにした上で、受入れの必要性を表す記載にすべき。
- 在籍型出向については、慎重な配慮が必要であり、国土交通省は、出向元及び出向先の協定書そのものを確認した方がよい。また、出向が許容される範囲（出向元と出向先の関係性に係る要件）を明らかにすべき。